

鶏卵生産者経営安定対策事業実施要綱

| | |
|-------------|--------------|
| 平成23年4月1日 | 22生畜第2067号制定 |
| | 農林水産事務次官依命通知 |
| 平成24年4月6日 | 23生畜第2241号改正 |
| 平成25年5月16日 | 24生畜第2626号改正 |
| 平成26年4月1日 | 25生畜第2082号改正 |
| 平成27年11月20日 | 27生畜第1144号改正 |
| 平成29年3月31日 | 28生畜第1563号改正 |

第1 趣 旨

我が国の鶏卵生産は、これまで順調に推移してきたが、近年、消費が停滞するとともに、飼料価格の高止まり等により、鶏卵生産者の経営環境は極めて厳しい状況に直面している。

このため、卵価低落時に鶏卵生産者に価格差補填交付金を交付するとともに、卵価が大幅に低落した場合に鶏卵の需給改善を図るための事業を実施し、もって鶏卵生産者の経営安定と鶏卵の需給及び価格の安定に資する。

第2 事業実施主体

この事業の実施主体は、鶏卵生産者の積立てにより卵価の下落による損失を補填する事業を実施する団体であって、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が別に定めるところにより公募した者の中から選定された団体とする。

第3 事業内容等

1 鶏卵価格差補填事業

(1) 事業内容

この事業は、標準取引価格（月ごと）が補填基準価格を下回った場合において、その差額（補填基準価格と安定基準価格の差額を上限とする。）の9割を鶏卵生産者に補填する事業とする。

(2) 価格差補填交付金の交付対象者

ア (1)により交付される交付金（以下「価格差補填交付金」という。）の交付対象者は、採卵用成鶏めすを常時100羽以上飼養し、鶏卵を販売する鶏卵生産者（複数の鶏卵生産者が集団となって鶏卵販売を行い、収益を分配するなど生産者間で経営の協力体制が構築されている生産者団体を含む。以下同じ。）であって、その生産する鶏卵の全量について(3)の価格差補填契約を締結し、かつ、2の(2)の協力

- 金を納付したものとする。ただし、採卵用成鶏めす50,000羽以上を飼養する鶏卵生産者にあつては、国が行う生産量等の調査（以下「生産量等調査」という。）に協力する者に限る。
- イ 配合飼料を購入している交付対象者は、配合飼料価格安定対策事業実施要綱（昭和50年2月13日付け50畜B第302号農林事務次官依命通知）に定める配合飼料価格安定基金が定める業務方法書に基づく配合飼料価格差補填に関する基本契約及び毎年度行われる配合飼料の価格差補填に係る数量契約を継続して締結するものとする。
- ウ 交付対象者は、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）に基づき、環境と調和のとれた農業生産活動を行うよう努めるものとする。

（3）価格差補填契約

- ア 価格差補填交付金の交付を受けようとする鶏卵生産者は、次に掲げる事項に関し、事業年度ごとに事業実施主体と価格差補填契約を締結するものとする。その際、事業実施主体は正当な理由なく当該契約の締結を拒んではならない。
- a 契約数量に関する事項
 - b 積立金及び協力金の納付に関する事項
 - c 新規加入に関する事項
 - d 生産者積立金からの交付に関する事項
 - e 契約数量の変更に関する事項
 - f 契約の解除に関する事項
 - g 生産者積立金からの交付金の返還等に関する事項
 - h その他契約の適正かつ円滑な履行のために必要な事項
- イ 鶏卵生産者は、アの契約の締結に当たって、次に掲げる書類を事業実施主体に提出するものとする。
- a その他事業推進に必要な事項に関する書類

（4）積立金の納付

- ア 事業実施主体は、毎事業年度開始前に、鶏卵1キログラム当たりの積立金の額を定めるものとする。
- イ 鶏卵1キログラム当たりの積立金の額は、鶏卵の需給の見通し、当該事業年度の補填基準価格、前事業年度末における積立金の残額等を勘案して定めるものとする。
- ウ 事業実施主体は、アの積立金の額を定めるに当たっては、あらかじめ生産局長の承認を受けるものとする。これを改定しようとする場合も同様とする。
- エ 事業実施主体は、毎事業年度、鶏卵1キログラム当たりの積立金の額に（3）の価格差補填契約を締結した鶏卵生産者（以下「加入生産者」という。）に係る契約数量（（3）のアの契約数量をいう。）を乗じて得た額を、当該加入生産者に積立金として納付させるものとする。

(5) 標準取引価格（月ごと）

標準取引価格（月ごと）は、J A全農たまご株式会社の東日本営業本部及び西日本営業本部において販売された、鶏卵規格取引要綱（昭和46年6月1日付け46畜A第2947号農林事務次官依命通知）別紙の箱詰鶏卵規格及びパック詰鶏卵規格に定める全種類の鶏卵（以下「規格卵」という。）の1キログラム当たりの加重平均価格（円未満の小数点第3位を四捨五入）として月ごとに算定するものとする。

(6) 補填基準価格及び安定基準価格

- ア 生産局長は、毎事業年度開始前に、鶏卵の補填基準価格及び安定基準価格を定めるものとする。
- イ 補填基準価格は、その価格を標準取引価格（月ごと）が下回った場合に価格差補填交付金を交付するための基準となるべき鶏卵1キログラム当たりの価格とする。
- ウ 補填基準価格は、鶏卵の生産条件、需給事情その他の経済事情を考慮して定めるものとする。
- エ 安定基準価格は、鶏卵価格の季節変動を考慮して、通常想定される価格の下限值となるべき鶏卵1キログラム当たりの価格とする。
- オ 生産局長は、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは補填基準価格及び安定基準価格を改定することができる。

(7) 価格差補填交付金の交付

ア 事業実施主体は、標準取引価格（月毎）が補填基準価格を下回った場合には、加入生産者に対し、その差額（補填基準価格と安定基準価格の差額を上限とする。ただし、1月に販売された鶏卵に係る交付の場合であって、かつ、2の（3）により生産局長と協議して成鶏更新・空舎延長事業を実施する場合でないときは、上限を設定しない。）の9割に加入生産者が販売した当該月の鶏卵の数量（当該月の契約数量（2の成鶏更新・空舎延長事業に参加した者の当該事業に係る空舎期間を含む月にあつては、以下の算定式から得られた数量（キログラム未満切捨て））を上限とする。以下同じ。）を乗じて得た額の4分の3に相当する額（円未満切捨て）を価格差補填交付金として、生産者積立金から速やかに加入生産者に交付するものとする（積立金交付額）。

$$Q = Q1 - (Q2 \times A \times D1 \div D2 \times 1 / 2)$$

Q1：当該月の契約数量

Q2：1羽当たりの契約数量

A：成鶏更新・空舎延長事業参加羽数

D1：当該月の空舎日数

D2：当該月の日数

ただし、標準取引価格（日ごと）が安定基準価格を下回る日から標

準取引価格(日ごと)が安定基準価格を上回る日の前日までの期間(以下「発動期間」という。)を含む月にあつては、(3)の価格差補填契約における採卵用成鶏めすの飼養羽数が10万羽以上の加入生産者が販売した当該月の鶏卵の数量については、発動期間に販売した鶏卵の数量を除くものとし、以下の算定式から得られた数量(キログラム未満切捨て)を上限とする(1月に販売された鶏卵に係る交付の場合を除くものとするが、2の(3)により生産局長と協議して成鶏更新・空舎延長事業を実施する場合は、この限りではない)。

$$Q3 = Q \times (1 - D3 \div D2)$$

Q3 : 採卵用成鶏めす羽数が10万羽以上の加入生産者が販売した当該月の鶏卵の数量の上限

D3 : 当該月の発動期間の日数

イ 事業実施主体は、アにより交付した積立金交付額の3分の1に相当する額(円未満切捨て)を価格差補填交付金として、国からの補助金により速やかに加入生産者に交付するものとする(国庫交付額)。

ウ 事業実施主体は、価格差補填交付金の国庫交付額の交付後、加入生産者が生産量等調査に協力していないことが判明したときは、当該加入生産者から価格差補填交付金の国庫交付額を返還させるものとする。

(8) 価格差補填事業等に係る手数料の透明化

事業実施主体その他の関係者は、この事業の実施に必要な手数料が加入生産者に過度の負担とならないよう、手数料の負担について透明化を図るものとする。

2 成鶏更新・空舎延長事業

(1) 事業内容

この事業は、加入生産者が、奨励金の対象となる成鶏の出荷期間中に、鶏舎ごとに成鶏を食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号。以下「食鳥検査法」という。)第2条第6号に定める食鳥処理場に出荷し、その後60日以上空舎期間を設けた後に、ふ化場又は育すう業者(ひなを自家育すうする鶏卵生産者においては、「ふ化場又は育すう業者」を「育すう鶏舎」と読み替えるものとする。

(5)のウのcにおいて同じ。)からひなの再導入を行う場合に、当該加入生産者及び当該食鳥処理場に対し、食鳥処理場で食鳥処理された成鶏1羽当たりの奨励金を交付する事業とする。

(2) 協力金の拠出

ア 事業実施主体は、毎事業年度開始前に、鶏卵1キログラム当たりの協力金の額を定めるものとする。

イ 鶏卵1キログラム当たりの協力金の額は、前事業年度末における協力金の残額等を勘案して定めるものとする。

ウ 事業実施主体は、アの協力金の額を定めるに当たっては、あらかじめ

め生産局長の承認を受けるものとする。これを改定しようとする場合も同様とする。

エ 事業実施主体は、毎事業年度、鶏卵1キログラム当たりの協力金の額に加入生産者に係る契約数量（1の（3）のアの契約数量をいう。）を乗じて得た額を、当該加入生産者に協力金として納付させるものとする。

（3）奨励金の対象となる成鶏の出荷期間

奨励金の対象となる成鶏の出荷期間は、標準取引価格（日ごと）が安定基準価格を下回る日の30日前から標準取引価格（日ごと）が安定基準価格を上回る日の前日（当該日まで、その食鳥処理について食鳥処理場に申し込んでいる成鶏については、安定基準価格を上回った日から30日後）まで（1月は除くものとするが、鶏卵の異常な低落に対応するために必要なものとして生産局長と協議して実施する場合は、この限りではない。）とする。

（4）標準取引価格（日ごと）

標準取引価格（日ごと）は、JA全農たまご株式会社の東日本営業本部及び西日本営業本部において販売された規格卵の1キログラム当たりの加重平均価格（円未満切捨て）として日ごとに算定し、事業実施主体が毎日公表するものとする。ただし、加重平均に当たっては前年度の規格別販売数量割合を用いるものとする。

（5）奨励金交付対象者、奨励金交付対象成鶏及び事業対象鶏舎

次の要件を全て満たすものとする。

ア 奨励金交付対象者

奨励金交付対象者は、1の鶏卵価格差補填事業の加入生産者であって卵価低落時に通常の更新の範囲を超えて採卵鶏の導入を行わない者及び事業の対象となる成鶏の出荷先である食鳥処理場とする。

イ 奨励金交付対象成鶏

奨励金交付対象成鶏は、（3）の奨励金の対象となる成鶏の出荷期間中に食鳥処理場に出荷し、食鳥処理された成鶏（当該成鶏を飼養している鶏舎（以下「事業対象鶏舎」という。）において飼養されている全羽数を出荷した場合に限る。）とする。なお、鶏舎から全羽数を出荷した後に、予期せぬ事故等により出荷した羽数の1割以上の食鳥処理が不可能となった場合において、事業実施主体が個々の事例について審査の上、やむを得ないものと認める場合のうち、生産局長が特に認めるときは、出荷羽数の9割を上限として奨励金の交付対象成鶏とすることができるものとする。

ウ 事業対象鶏舎

a この事業において「鶏舎」とは、採卵用成鶏めすを飼養するための一棟の建物又はその建物のうち壁、カーテン、金網、ケージ区画、床等によって構造上明確に区分された部分であってその部分で飼養

される成鶏の全羽数を出荷した後に水洗等による清掃を独立して合理的に行うことができるものをいう。

- b 事業対象鶏舎（当該鶏舎が複数の場合は、それぞれの当該鶏舎ごと）には、飼養している全ての成鶏の出荷が完了した日の翌日からひなの再導入を開始する日の前日までに、60日以上空舎期間を設けるものとする。
- c 事業対象鶏舎には、事業対象成鶏出荷後90日以内にふ化場又は育すう業者から採卵用ひなを導入するものとする。ただし、再導入する採卵用ひなの鶏舎ごとの導入羽数は事業対象鶏舎ごとに食鳥処理場で食鳥処理された羽数の4割以上でなければならない。なお、予期せぬ事故等により事業対象成鶏出荷後90日を超えて採卵用ひなを導入することとなった場合において、事業実施主体が個々の事例について審査の上、やむを得ないものと認める場合のうち、生産局長が特に認めるときは、奨励金交付対象とすることができるものとする。

(6) 奨励金の交付

- ア 事業実施主体は、(5)のアの奨励金交付対象者に対し、次のa、b及びcにより奨励金を交付するものとする。
 - a 加入生産者にあつては、奨励金交付対象成鶏羽数に別表1に定める成鶏1羽当たりの奨励金を乗じて得られた額の4分の1に相当する額（円未満切捨て）を奨励金として、協力金から速やかに交付するものとする。
 - b 食鳥処理場にあつては、当該食鳥処理場で食鳥処理した奨励金交付対象成鶏羽数に別表1に定める成鶏1羽当たりの奨励金を乗じて得られた額の4分の1に相当する額（円未満切捨て）を奨励金として、協力金から速やかに交付するものとする。
 - c a及びbにより交付した額の3倍に相当する額を奨励金として、国からの補助金により速やかに交付するものとする。

(7) 成鶏更新・空舎計画の申請

- ア この事業に参加しようとする加入生産者は、成鶏更新・空舎計画を作成し、事業実施主体又はその委託を受けた者が実施する空舎の現地確認（事業実施主体が必要と認める場合に限る。）の受入れを承諾の上、別紙様式第1号の参加申請書（以下「申請書」という。）により、原則として事業対象成鶏の出荷完了後30日以内に事業実施主体に申請するものとする。
- イ 成鶏更新・空舎計画には次の事項を定めるものとし、あらかじめひなの導入先であるふ化場又は育すう業者との調整を終えておくよう努めるものとする。
 - a 事業対象鶏舎の名称並びに事業対象鶏舎ごとの出荷羽数及び導入予定羽数
 - b 事業対象鶏舎ごとの成鶏の出荷先及び出荷日

- c 事業対象鶏舎ごとのひなの導入予定先及び導入予定時期
- ウ 申請書の提出に当たっては、価格差補填契約における採卵用成鶏めすの飼養羽数が10万羽以上の加入生産者は次の a から d までに掲げる書類を、価格差補填契約における採卵用成鶏めすの飼養羽数が10万羽未満の加入生産者は次の a から d までに加え e 又は f のいずれかの書類を添付するものとする。ただし、a、b、e 及び f の書類については、1の(3)のアの価格差補填契約の締結の際にあらかじめ提出することができるものとする。
 - a 経営する全ての鶏舎における成鶏の出荷及び導入について、当該事業年度における計画及び前事業年度における実績を記載した鶏舎ローテーション表
 - b 別紙様式第2号の当該年度成鶏更新・空舎延長事業への参加申請に係る配合飼料価格安定制度加入に関する申告書（前事業年度及び当該事業年度の数量契約の写しを添付）
 - c 事業対象鶏舎（ひなを自家育すうする鶏卵生産者においては「育すう鶏舎」。(8)のイにおいて同じ。)へのひなの導入の予定を証するふ化場又は育すう業者との売買契約書等
 - d 事業対象鶏舎から食鳥処理場に成鶏を出荷したことを証する次の(a)又は(b)のいずれか及び(c)の書類
 - (a) 都道府県畜産主務部局の職員又は食鳥検査法第12条第1項に定める食鳥処理衛生管理者が発行する大規模食鳥処理場の食鳥処理羽数に関する別紙様式第3号の証明書及び、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成2年厚生省令第40号）第27条第2項に定める申請書であって受領印の押印されたものの写しを添付するものとする。）
 - (b) 食鳥検査法第16条第1項に定める認定小規模食鳥処理業者が食鳥処理を実施する食鳥処理場で食鳥処理を行った場合は、認定小規模食鳥処理場の所在地の都道府県畜産主務部長が発行する食鳥処理羽数に関する別紙様式第3号の証明書
 - (c) 成鶏出荷時及び空舎時における事業対象鶏舎の写真
 - e 事業対象鶏舎ごとにその面積及び設備を記載した図面
 - f 事業対象鶏舎ごとの次の写真
 - (a) ケージ全体（平飼いの場合は鶏舎内部）
 - (b) ケージ区画単位
- エ 事業実施主体は、提出された申請書を審査の上、(5)の要件に適合すると認める場合は、その計画を承認し、奨励金を交付するものとする。

(8) 実施状況の報告

成鶏更新・空舎延長事業の取組を実施した加入生産者は、事業対象鶏舎ごとの取組完了後、速やかに当該取組の確認に必要な次の書類を添付した上で、別紙様式第4号の実施状況報告書により事業実施主体に報告するものとする。

- ア 60日以上空舎期間を設けたことを証する次のaからcの書類
(飼養する成鶏全群を出荷した場合を除く。)
- a 当該年度及び前年度各月の鶏卵出荷量を証する出荷伝票又は帳簿の写し
 - b 当該年度及び前年度各月の保有鶏舎に係る電気使用量通知書の写し
 - c 当該年度の配合飼料購入伝票の写し
- イ 事業対象鶏舎にひなを導入したことを証するひなの購入伝票の写し又は帳簿の写し及びひなの導入時の鶏舎の写真

(9) 実施状況の公表

事業実施主体は(8)の実施状況報告をとりまとめの上、四半期毎に大規模、中小規模別に参加鶏卵生産者数及び対象羽数を公表するものとする。

第4 実施要領の作成

事業実施主体は、本事業の実施に当たり、あらかじめ事業の趣旨、内容、補助金交付の要件及び手続並びに消費税の取扱い等を定めた事業実施要領を作成し、生産局長の承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

第5 国の助成

国は、事業実施主体に対して本事業に要する経費につき、予算の範囲内において、別表1に定めるところにより、補助金を交付するものとする。

なお、事業実施主体は、本事業に係る補助金の経理を他と明確に区分し、管理するものとする。

第6 事業の実績報告及び指導監督

1 事業の実績報告

事業実施主体は、毎事業年度終了後、翌年度の7月末までに、事業報告書、収支計算書、財産目録等を記載した業務報告書を生産局長に提出するものとする。

2 事業の指導監督

生産局長は、本事業の実施に関し、事業実施主体の指導監督を行うものとし、必要に応じ関係書類の提出を求めるものとする。

第7 事業実施期間

本事業の実施期間は平成31年度までとする。ただし、鶏卵の生産及び価格を取り巻く情勢を踏まえ、本事業を継続する必要性があると認められるときは、当該期間を延長するものとする。

第8 事業実施主体及び加入生産者の努力義務

1 事業実施主体の努力義務

事業実施主体は、加入生産者の拠出金による鶏卵の消費拡大や安全性に関する知識普及、適正表示の推進等に取り組むよう努めるものとする。

2 加入生産者の努力義務

ア 加入生産者は、事業実施主体の行う鶏卵の消費拡大や安全性に関する知識普及その他の事業が、生産者全ての利益につながることを認識し、当該事業に必要な資金の拠出に協力するよう努めるものとする。

イ 加入生産者は、鶏卵の需給安定は生産者の責務であることを認識の上、第3の2の事業に積極的に参加し、需給の安定に努めるものとする。

第9 秘密の保持

事業実施主体は、本事業により知り得た情報を本事業の実施以外の目的に使用してはならない。

第10 反社会的勢力の排除

1 事業実施主体は、加入生産者又は法人である加入生産者の代表者、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号の暴力団員（以下「暴力団員」という。）であることが判明した場合には、当該者について、価格差補填契約を解除し、価格差補填交付金及び奨励金を交付せず、また、既に価格差補填交付金又は奨励金を交付しているときは、これを返還させるものとする。

2 事業実施主体は、奨励金交付対象者となる食鳥処理場の代表者、役員等が暴力団員であることが判明した場合には、当該食鳥処理場について、奨励金を交付せず、また、既に奨励金を交付しているときは、これを返還させるものとする。

第11 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関して必要な事項については、生産局長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、鶏卵価格安定対策事業実施要領（昭和50年12月8日付け50畜A5064号農林事務次官依命通知）は廃止する。
- 3 2による廃止前の鶏卵価格安定対策事業実施要領に基づき平成22年度に実施された事業に係る実績報告については、なお従前の例による。
- 4 平成23年度の鶏卵1キログラム当たりの積立金の額の決定については、第3の1の（4）の「ア中「毎事業年度開始前に」とあるのは、「この要綱の施行後遅滞なく」とする。
- 5 平成23年度の鶏卵の補填基準価格及び安定基準価格の決定については、第3の1の（6）の「ア中「毎事業年度開始前に」とあるのは、「この要綱の施行後遅滞なく」とする。

附 則（平成24年4月6日付け23生畜第2241号）

- 1 この改正は、平成24年4月6日から施行する。
- 2 第3の1の(9)の特例は、平成24年度において廃止することとし、平成24年10月までを目途に、各生産者による基金間の異動や基金団体の包括的な統合を推進する。

附 則（平成25年5月16日付け24生畜第2626号）

この改正は、平成25年5月16日から施行する。

附 則（平成26年4月1日付け25生畜第2082号）

- 1 この改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この改正による改正前の鶏卵生産者経営安定対策事業実施要綱に基づき行われた事業については、なお従前の例による。
- 3 平成26年度の鶏卵1キログラム当たりの積立金及び協力金の額の決定については、第3の1の(4)のア及び第3の2の(2)のア中「每事業年度開始前に」とあるのは、「鶏卵生産者経営安定対策事業実施要綱の一部改正について（平成26年4月1日付け25生畜第2082号農林水産事務次官依命通知）による要綱の改正後遅滞なく」とする。

附 則（平成27年11月20日付け27生畜第1144号）

この改正は、平成27年11月20日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年3月31日付け28生畜第1563号）

- 1 この改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度の鶏卵1キログラム当たりの積立金及び協力金の額の決定については、第3の1の(4)のア及び第3の2の(2)のア中「每事業年度開始前に」とあるのは、「鶏卵生産者経営安定対策事業実施要綱の一部改正について（平成29年3月31日付け28生畜第1563号農林水産事務次官依命通知）による要綱の改正後遅滞なく」とする。

別表 1

| 事業の種類 | 補助対象経費 | 補助率 |
|-------------|--|---------------------------------------|
| 価格差補填事業 | 第3の1の(2)アの価格差補填交付金の支払いに必要な経費 | 4分の1以内 (ただし、予算額の範囲内を上限とする) |
| 成鶏更新・空舎延長事業 | <p>(1) 事業実施主体が、事業に参加した鶏卵生産者に対して奨励金を交付するのに要する経費(奨励金交付対象成鶏1羽当たり210円以内。ただし、採卵用成鶏めすの飼養羽数が10万羽未満の鶏卵生産者については270円以内)</p> <p>(2) 事業実施主体が、事業の対象となる成鶏の出荷先である食鳥処理場に対して奨励金を交付するのに要する経費(食鳥処理場で食鳥処理された成鶏1羽当たり23円以内)</p> <p>(3) 事業実施主体が、第3の2の事業を実施するのに必要な事務経費のうち、別表2に該当するもの</p> | <p>4分の3以内</p> <p>4分の3以内</p> <p>定額</p> |

別表 2

| 費目 | 細目 | 内容 | 備考 |
|-----|---------|--|---|
| 事業費 | 会場借料 | 事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費 | |
| | 通信運搬費 | 事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代等の経費 | ・切手は物品受払簿等で管理すること。 |
| | 借上費 | 事業を実施するために直接必要な事務機器等の借上げ経費 | |
| | 印刷製本費 | 事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費 | |
| | 消耗品費 | 事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間(補助事業実施期間内)又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額(3万円未満)な物品の経費 | |
| 旅費 | 現地確認等旅費 | 事業を実施するために直接必要な現地確認等の実施に必要な経費 | |
| 賃金 | 事業推進事務費 | 事業を実施するために直接必要な事業実施主体が行う取組に対する事務に係る人件費 | ・「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」(平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知)に準じて算定すること。 |
| 委託費 | 委託費 | 事業を実施するために必要な事務の一部(例えば、事業を実施するために直接必要な現地確認等の実施)を他の者に委託するために必要な経費 | ・事務の委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の50%未満とすること。 |

| | | | |
|------|-----|--------------------------|------------------------------|
| | | | ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 |
| 雑役務費 | 手数料 | 事業を実施するために直接必要な奨励金の振込手数料 | |

※上記経費であっても、以下の場合には認めないものとする。

- 1 支払いが翌年度となる場合
- 2 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合

別紙様式第1号

平成 年度成鶏更新・空舎延長事業参加申請書

平成 年 月 日

事業実施主体名
代表者氏名 殿

住 所
法人名
氏名又は法人の代表者名 印

鶏卵生産者経営安定対策事業における成鶏更新・空舎延長事業に参加したいので、鶏卵生産者経営安定対策事業実施要綱第3の2の(7)に基づき、成鶏更新・空舎計画を下記のとおり提出します。なお、本事業による成鶏更新・空舎延長を実施するに当たっては、関係法令、事業実施要綱を遵守します。

記

1 成鶏更新・空舎延長計画

| | | | | |
|--|--------------|--|--|--|
| | 事業対象農場名及び鶏舎名 | | | |
| | 所在地 | | | |
| 出 荷 | 出荷日 | | | |
| | 出荷先 | | | |
| | 処理羽数 | | | |
| 導 入 | 導入予定時期 | | | |
| | 導入先 | | | |
| | 導入予定羽数 | | | |
| 空舎の現地確認の必要がある場合、それを受け入れることを承諾いたします。 署名欄 印 | | | | |

注) 出荷日は平成〇年〇月〇日で、処理羽数は羽単位で記載するものとする。

2 保有する鶏舎の所在地

3 鶏舎ごとの収容羽数

4 現在の飼養羽数

5 振込先

【事業実施者】

金融機関及び支店名

振込口座種類及び口座番号

口座名義人

【食鳥処理場】

金融機関及び支店名

振込口座種類及び口座番号

口座名義人

6 添付書類

事業実施要綱第3の2の(7)のウによる書類

別紙様式第2号

平成 年度成鶏更新・空舎延長事業への参加申請に係る配合飼料価格安定
制度加入に関する申告書

事業実施主体名

代表者氏名 殿

住 所

法人名

氏名又は法人の代表者名

印

平成 年度成鶏更新・空舎延長事業への参加申請に当たり、鶏卵生産者経営安定対
策事業実施要綱第3の1の(2)のイに定められた事業要件である配合飼料価格安定制
度への継続加入等の状況について、下記の通り申告します。

また、本申告に虚偽があった場合については、事業参加の取消し等の見直しを受ける
ことを承諾します。

なお、事業実施主体が配合飼料価格安定制度における基本契約等の締結状況を照会す
るに当たり、本事業の参加に関する以下の情報を関係機関に提供することについて同意
します。

平成 年 月 日

申請者

住所

法人名

氏名又は法人の代表者名

印

記

以下の項目のうち、該当するいずれか1つの項目について□にチェックしてください。
(また、その内訳について次のページも記入ください。)

□1 私は、平成 年度の配合飼料価格安定制度に加入しています。

(「配合飼料価格安定対策事業実施要綱」に定める「配合飼料価格安定基金」が定
める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する平成 年度及び前年度の
数量契約の写しを、この申告書に添付してください。) →①～③を記入

- 2 私は、平成 年度及び前年度のいずれも、配合飼料価格安定制度に加入していません。→③を記入
- 3 私は、前年度の配合飼料価格安定制度に加入していましたが、別添の理由により、配合飼料の価格差補填に関する平成 年度の数量契約を締結していません。
 (自給飼料への転換等、平成 年度に配合飼料価格安定制度への加入を止めた理由を記述し、この申請書に添付してください。) → 前年度分について①～③を記入

① 配合飼料価格安定基金の契約者名等 (申請者と同じ場合は、記入不要。)

(個人経営者の場合)

- ・住所： _____
- ・氏名： _____ 印

(法人経営者の場合)

- ・所在地： _____
- ・法人名： _____ 印
- ・代表者名： _____ 印

注：配合飼料価格安定基金における契約書上の氏名、住所等を記入して下さい。

② 配合飼料価格安定基金の加入状況 (該当欄に○を記入してください。)

| | | |
|----------------------------|--------------------------|--------------------------|
| (一社)全国配合飼料供給安定基金(全農基金) | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| (一社)全国畜産配合飼料価格安定基金(畜産基金) | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| (一社)全日本配合飼料価格・畜産安定基金(商系基金) | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

③ 配合飼料の購入先

(記入例：○○農業協同組合、△△飼料販売代理店、○△飼料株式会社等)

[前年度購入数量]

| | | |
|---------|-----|----|
| 農業協同組合 | 支店： | トン |
| 飼料販売代理店 | 支店： | トン |
| 飼料株式会社 | 支店： | トン |
| その他： | ： | トン |

(前年度の配合飼料の購入伝票の写しを、この申告書に添付してください。)

成鶏出荷処理証明書

平成 年 月 日

- ・ 氏名又は法人の名称 _____
- ・ 法人の代表者名 _____
- ・ 農場名 _____
- ・ 鶏舎名 _____

1.

| | |
|------|---|
| 出荷羽数 | 羽 |
|------|---|

(確認者)

成鶏処理業者名

印

2.

| | |
|------|---|
| 処理羽数 | 羽 |
|------|---|

(証明者)

役 職
氏 名

印

平成 年度成鶏更新・空舎延長事業実施状況報告書

平成 年 月 日

事業実施主体名
代表者氏名 殿

住 所
法人名
氏名又は法人の代表者名 印

成鶏更新・空舎延長計画により成鶏更新・空舎延長を実施したので、鶏卵生産者経営安定対策事業実施要綱第3の2の(8)に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 成鶏更新・空舎延長実績

| | | | | |
|--------|-----------------|--|--|--|
| | 事業対象農場名及び鶏舎名 | | | |
| | 所在地 | | | |
| 出 荷 | 出荷日 | | | |
| | 出荷先 | | | |
| | 処理羽数 | | | |
| 導 入 | 導入開始日 (空舎期間) | | | |
| | 導入先 | | | |
| | 導入羽数 | | | |

注1：出荷日は平成〇年〇月〇日で、処理羽数は羽単位で記載するものとする。

注2：空舎期間は出荷日の翌日から起算し、導入開始日の前日までの期間を（ ）書きで記載する。

2 添付書類

事業実施要綱第3の2の(8)による書類